

重要免責事項

2009年4月16日

英国 SQEX LTD.による 2006年英国会社法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントの方法（以下「本件スキーム・オブ・アレンジメント」といいます。）での Eidos plc 株式の現金による友好的買付手続（以下「本件買付け」といいます。）に関する米国競争法に基づく待機期間終了のお知らせ

以下に記載する事項は、本サイトを閲覧されるすべての方に適用されますので、注意深くお読み下さい。以下に記載された免責事項は、変更又は更新される場合がございますのでご留意下さい。この免責事項は、本サイトにアクセスされる度にすべてお読み下さい。

このお知らせの発表、公表又は配布が適用法令違反となる法域内において、かかる法域に対し、又はかかる法域から、このお知らせの全部又は一部を発表し、公表し又は配布するものではありません。

UBS インベストメント・バンクは、本件買付け及びこのお知らせに関し、SQEX LTD.（以下「SQEX」といいます。）及び株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス（以下「当社」といいます。）のフィナンシャルアドバイザーとして活動しております。UBS インベストメント・バンクは、顧客に対する保護及び本件買付け又はこのお知らせにおいて言及されている一切の事項に関してアドバイスをを行うことにつき、SQEX 及び当社以外に対して責任を負いません。

シティは、英国金融サービス機構により認可及び規制されており、本件買付けに関して、Eidos plc（以下「Eidos」といいます。）のフィナンシャルアドバイザーとして活動しております。また、シティは、顧客に対する保護及び本件買付け又はこのお知らせにおいて言及されている一切の事項に関してアドバイスをを行うことにつき、Eidos 以外に対して責任を負いません。

このお知らせは、英国法及び英国のシティ・コードの遵守を目的として作成されたものであり、ここで公開されている情報は、英国外の法域の法律に従って作成された場合のお知らせの内容とは異なる場合があります。一定の法域では、このお知らせの発表、公表又は配布が制限されている場合があります。英国外に居住される方及び英国外の法域の法律の適用を受ける方は、ご自身に適用される一切の規制について理解し、これを遵守するようにして下さい。

このお知らせは情報提供のみを目的としており、いかなる法域においても証券の募集若しくは購入の誘引又は議決権行使の勧誘の性質を有するものではなく、また、このお知らせにおいて言及されている証券の売却、発行又は譲渡が、適用法令違反となる法域において行われるものでもありません。本件買付けに関する一切の対応は、スキーム・ドキュメント又は本件買付けを実施するために作成された文書に記載されている情報に基づいてのみ行って下さい。このお知らせは、目論見書又はそれに相当する文書を構成するものではありません。

本件買付けは英国会社の株式に関するものであり、イングランド及びウェールズ法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントによって成立することが見込まれています。スキーム・オブ・アレンジメントによる取引は、1934年米国証券取引法（その後の改正を含む。）の委任状勧誘やテnder・オファー・ルールの適用を受けません。従って、本件スキーム・オブ・アレンジメントは、

米国の委任状勧誘やテNDER・OFFER・ルールにおける要件とは異なる、英国のスキーム・オブ・アレンジメントに関して適用される情報開示規制、ルール及び慣例の適用を受けます。ただし、SQEX が本件買付けを公開買付けにより行うことを決定した場合には、かかる公開買付けは、適用可能な限りにおいて、米国テNDER・OFFER・ルールを含む一切の適用法令及び規則に従って行われることとなります。

本件買付けが公開買付けによって行われる場合には、本件買付けが違法となる規制法域内において、かかる法域に対して、又はかかる法域から、直接的又は間接的な方法を問わず、本件買付けが行われることは予定されておらず、また、規制法域から又は当該法域内において、本件買付けに応募をすることはできません。従って、このお知らせの写し及び本件買付けに関する一切の文書の郵送若しくはその他の方法による送付（テレックス、ファクシミリ送信、電話、インターネット及びその他電子通信を含みますが、これらに限られません。）、配布又は発送は、それらが違法となる規制法域内で、当該法域に対して、又は当該法域から、直接的又は間接的な方法を問わず、行われることはなく、また、行うこともできません。また、このお知らせ及び本件買付けに関する一切の文書を受け取った者（カスタディアン、名義人及び受託者を含みます。）は、本件買付けについての受諾の意図が無効となるため、規制法域内において、当該法域に対して、又は当該法域から、当該受領文書の郵送又はその他の方法による配布又は送付をしてはなりません。英国外に居住されている Eidos の株主に対する本件買付けの有効性は、その居住している法域の法律による影響を受ける可能性があります。英国外に居住されている方は、ご自身に適用される一切の規制について理解し、これを遵守するようにして下さい。

前段落における「規制法域」とは、本件買付けのOFFER又は承諾が当該法域で違法となる法域をいいます。

スキーム・ドキュメントには本件買付けに関する重要な情報が記載されていますので、Eidos 株主の皆様はそちらを是非お読み下さい。

このお知らせ及びこれに記載された一切の提案事項については、英国上場当局又はこれに相当する機関により、審査及び承認を受けたものではなく、かつ、不承認とされたものでもありません。

将来予測に関する情報

このお知らせには Eidos、SQEX 及び当社に関する将来に向けての記述を含んでいることがあります。このお知らせに記載されている過去の事実以外のすべての記述は将来に向けての記述であります。将来に向けての記述には、「～を目標としている (targets)」、「～を計画している (plans)」、「～と考えている (believes)」、「～と予想される (expects)」、「～を目的としている (aims)」、「～する意向である (intends)」、「～するつもりである (will)」、「～する可能性がある (may)」、「～が期待される (anticipates)」、「～と見込まれる (estimates)」、「～を想定している (projects)」、これらに類似の意味の単語及び用語並びにこれらの否定語を含む前後の一切の記述が含まれますが、これらに限られません。将来に向けての記述は、(i) 今後の資本支出、費用、収入、収益、相乗効果、経済動向、負債、経営状況、配当政策、損失及び将来予測、(ii) 事業及び経営戦略、SQEX 又は Eidos の経営の拡大及び成長並びに本件買付けに起因する潜在的な相乗効果、並びに (iii) SQEX 及び当社又は Eidos の事業に関する政府規制の影響に関する記述を含みます。

そのような将来に向けての記述は、予期された結果に対して重大な影響を及ぼすようなリスク及び不確実性を伴うものであり、またそれらの記述は一定の前提に基づきなされたものです。多数の要因により、実際の業績が、将来に向けての記述において想定されていた業績と大幅に異なる

こととなる場合があります。そのような不確実性及びリスクが存在しますので、閲覧者は、これに記載された日現在におけるそのような将来に向けての記述に過度に依存しないようご留意下さい。SQEX、Eidos 及び当社は、適用法令により義務付けられている場合を除き、将来に向けての記述及びこれに記載されているその他の記述を更新する義務を負うものではありません。

**NOT FOR RELEASE, PUBLICATION OR DISTRIBUTION IN WHOLE OR IN PART IN OR INTO
OR FROM ANY JURISDICTION WHERE TO DO SO WOULD CONSTITUTE A VIOLATION OF
THE RELEVANT LAWS OF SUCH JURISDICTION**

16 April 2009

OFFER UPDATE

Recommended Cash Offer

for

Eidos plc (“Eidos”)

by

SQEX Ltd (“SQEX”)

**a wholly owned subsidiary of
Square Enix Holdings Co. Ltd**

The Board of SQEX is pleased to announce that the statutory waiting period with respect to the filings made by the parties in connection with the Acquisition pursuant to United States Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act of 1976, as amended, has expired.

In order to become effective in accordance with its terms, the Court must now sanction the Scheme and confirm the Capital Reduction at the Court Hearing. This hearing will take place on 21 April 2009. Following the sanction of the Scheme and the confirmation of the Capital Reduction by the Court, it is expected that the last day of dealings in Eidos Shares will be 21 April 2009 and the listing of Eidos Shares will be cancelled at 8.00 a.m. on 22 April 2009, the anticipated Effective Date of the Scheme. An expected timetable of principal events is set out in the Appendix to this announcement.

Terms defined in the Scheme Document shall have the same meaning(s) when used in this announcement.

Enquiries:

SQEX/Square Enix

Michihiro Sasaki

+81 3 5333 1144

**UBS Investment Bank (Financial Adviser to SQEX/Square
Enix)**

Andrew Cowper

+44 20 7568 0000

Thomas Onions

UBS Investment Bank is acting exclusively for SQEX and Square Enix and no one else in connection with the Acquisition and this announcement and will not be responsible to anyone other than SQEX and Square Enix for providing the protections afforded to clients of UBS Investment Bank, or for providing advice in connection with the Acquisition or any matter referred to herein.

This announcement does not constitute an offer or invitation to any person to subscribe for or purchase any securities in Eidos, whether in the United Kingdom or in any other jurisdiction.

Forward-looking statements

This announcement contains statements about SQEX, Square Enix and Eidos that are or may be forward looking statements. All statements other than statements of historical facts included in this announcement may be forward looking statements. Without limitation, any statements preceded or followed by or that include the words “targets”, “plans” “believes”, “expects”, “aims”, “intends”, “will”, “may”, “anticipates”, “estimates”, “projects” or, words or terms of similar substance or the negative thereof, are forward looking statements. Forward looking statements include statements relating to the following: (i) future capital expenditures, expenses, revenues, earnings, synergies, economic performance, indebtedness, financial condition, dividend policy, losses and future prospects; (ii) business and management strategies and the expansion and growth of SQEX’s, Square Enix’s or Eidos’ operations and potential synergies resulting from the Acquisition; and (iii) the effects of government regulation on SQEX’s, Square Enix’s or Eidos’ business.

Such forward looking statements involve risks and uncertainties that could significantly affect expected results and are based on certain key assumptions. Many factors could cause actual results to differ materially from those projected or implied in any forward looking statements. Due to such uncertainties and risks, readers are cautioned not to place undue reliance on such forward looking statements, which speak only as of the date hereof. SQEX, Square Enix and Eidos disclaim any obligation to update any forward looking or other statements contained herein, except as required by applicable law.

Appendix

Expected Timetable of Principal Events

Event	Time and/or date (2009)
Suspension of listing and dealings in, and last date for registration of transfers of Eidos Shares	21 April
Scheme Record Time	6.00 p.m. on 21 April
Court hearing to sanction the Scheme and to confirm the Capital Reduction	21 April
Effective Date of the Scheme	22 April
Cancellation of listing of Eidos Shares	8.00 a.m. on 22 April
Latest date for despatch of cheques and settlement through CREST (if Scheme becomes effective on 22 April 2009)	6 May

These times and dates are indicative only and will depend, among other things, on satisfaction or waiver of the other Conditions, dates on which the Court sanctions the Scheme and confirms the Capital Reduction and the date on which the Court Order sanctioning the Scheme and confirming the Capital Reduction is delivered to the Registrar of Companies and such Court Order is registered by the Registrar of Companies.